

5 東彼教告示第 17 号

令和 5 年東彼杵町教育委員会規則第 5 号

東彼杵町教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 10 月 24 日

東彼杵町教育委員会

教育長 粒崎 秀人

東彼杵町教育委員会会議規則の一部を改正する規則

東彼杵町教育委員会会議規則（平成２０年教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(傍聴できない者) 第１９条 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。 （１） _____ （２）～（４） （略）	(傍聴できない者) 第１９条 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。 （１） <u>精神に異常があると認められる者</u> （２）～（４） （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。